

山梨県公報

号外第十七号

平成十七年

三月三十一日

木 曜 日

目 次

条 例

山梨県税条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

山梨県税条例の一部を改正する条例(条例第七十八号)(「税務課」)

1 地方税法の一部改正に伴い、山梨県税条例について次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 個人県民税

(1) 六十五歳以上の者のうち前年の合計所得金額が百二十五万円以下のものに対する非課税措置を廃止することとした。

平成十八年度分以後の個人県民税について適用し、平成十七年一月一日において六十五歳に達していた者であつて、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であるものについては、平成十八年度分は税額の三分の二を減額し、平成十九年度分は税額の三分の一を減額することとした。

(2) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を平成二十一年度まで延長することとした。

(3) 公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止することとした。

(4) 定率減税の額について、個人住民税所得割額の十五パーセントに相当する額(十五パーセントに相当する額が四万円を超える場合は、四万円)から七・五パーセントに相当する額(七・五パーセントに相当する額が二万円を超える場合は、二万円)に引き下げ、平成十八年六月徴収分から実施することとした。

(二) 不動産取得税

(1) 人の居住の用に供されたことのない住宅に係る土地について、既存住宅土地に係る税額の特例措置の適用対象とすることとした。

(2) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が取得する事業施設について、減額措置の適用期限を平成十九年三月三十一日まで延長することとした。

(3) 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に従つて譲渡される不動産に係る減額措置の適用期限を平成十九年三月三十一日まで延長することとした。

(三) 自動車取得税

(1) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置(二・二パーセント又は二・七パーセント軽減)を平成十九年三月三十一日まで延長することとした。

(2) 平成十七年自動車排出ガス規制に適合した自動車(ディーゼル車に限る。)のうち、乗用車を除く自動車について、当該自動車の取得が平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われたときは、税率から百分の一を控除することとした。

(3) 次の特例措置を廃止することとした。

(i) 超低粒子状物質排出ディーゼル車認定制度に基づき認定を受けた自動車に係る税率を百分の一・五軽減する特例措置

(ii) 平成十六年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置

(4) 自動車税について、県域を越える自動車の転出入があつた場合において、月割課税を廃止することに伴う規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成十七年四月一日から施行することとした。ただし、1(三)については平成十七年十月一日から、1(一)(1)(3)及び1(4)については平成十八年一月一日から、1(四)については平成十八年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県条例第七十八号

山梨県税条例の一部を改正する条例

山梨県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項第二号中、「年齢六十五歳以上の者」を削る。

第四十六条第一項第四号中、「又は法附則第三十五条の二第一項」を、「、法附則第三十五条の二第一項」に、「株式等に係る課税譲渡所得等の金額(法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)」を、「株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附

則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」に、「本条」を「この条」に改める。

第五十八条第二項中「人の居住の用に供されたことがある住宅」を「新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅」に改める。

第一百九条第二項中「第十二条（自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県から山梨県に変更された場合に限る。）を削る。

附則第六条の二第一項中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第十条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第十二条の三第二項中「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」を「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」に改める。

附則第十二条の五第二項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「本項」を「この項」に、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第八項中「次項及び第十項において、排出ガス保安基準」という。）を削り、「政令で定めるものの取得（「バス、トラックその他の府令で定めるものの取得（第二項）」に、「平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日まで」を「平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「本項」を「この項」に、「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「百分の一を」に改め、同項各号を削り、同条第九項及び第十項を削る。

附則第十二条の十第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に、「本条」を「この条」に、「第二条第十七項」を「第二条第二十項」に、「次条第一項」を「次条」に、「同条第九項第三号」を「同条第八項第三号」に改め、同条第二項を削る。

附則第十二条の十の二第一項中「（以下本項）を」（以下この条）に改め、「（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下本項において同じ。）」を削り、「附則第三十五条の二の二第一項」を「附則第三十五条の二の三第二項」に、「本条」を「この条」に、「附則第三十五条の二の二第四項」を「附則第三十五条の二の三第三項」に、「附則第三十五条の二第九項第三号」を「附則第三十五条の二第八項第三号」に改め、同条第二項を削る。

附則第十二条の十八第二項中「百分の十五」を「百分の七・五」に、「四万円」を「二万円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条の五第八項の改正規定及び附則第六条第二項の規定 平成十七年十月一日

二 第十六条の二第一項第二号の改正規定、附則第十二条の十の改正規定（「第二条第十七項」を「第二条第二十項」に改める部分を除く。）、附則第十二条の十の二及び附則第十二条の十八第二項の改正規定並びに附則第二条の規定 平成十八年一月一日

三 第一百九条第二項及び附則第十二条の三第二項の改正規定並びに附則第五条の規定 平成十八年四月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の山梨県税条例（以下「新条例」という。）第十六条の二第一項第二号並びに附則第十二条の十八第一項及び第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 平成十八年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者（地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（以下「新法」という。）の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第二十三条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「三百円」とする。

3 平成十八年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であったものの所得割（新条例第十六条の二第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の二に相当する額を控除するものとする。

4 平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新条例第二十三条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「六百円」とする。

5 平成十九年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢

六十五歳以上であつたものの所得割（新条例第十六条の二第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新条例の規定中所得割に関する部分を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除するものとする。

（個人の事業税に関する経過措置）

第三条 新条例第四十六条第一項及び第四項の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十六年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第五条 新条例第百十九条第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第六条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十二条の五第八項の規定は、平成十七年十月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前に行つたこの条例による改正前の山梨県条例附則第十二条の五第八項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番